

政治倫理審査会記録

令和3年9月3日

【開催日】 令和3年9月3日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後2時30分～午後2時50分

【出席委員】

会 長	矢 田 松 夫	副 会 長	岡 山 明
委 員	伊 場 勇	委 員	笹 木 慶 之
委 員	水 津 治	委 員	杉 本 保 喜
委 員	恒 松 恵 子	委 員	中 岡 英 二

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議 長	小 野 泰		
-----	-------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	島 津 克 則
------	---------	-------	---------

【審査内容】

- 1 政治倫理基準に違反する行為の存否について
- 2 その他

午後2時30分 開会

矢田松夫会長 ただいまから第5回の政治倫理審査会を開催します。それでは私から、少し前回の議論をまとめたのがありますので、倫理審査会の議論を振り返ってみたいと思います。私がまとめたものですので、違うというのがあれば、後ほど議論していただければと思っています。まず、申入書と追加意見書がそれぞれ双方から、日本共産党の方と杉山さんから出されました。これについてはもっと議論すべきではないかという意見が出されました。これについては、それぞれの立場で政治倫理条例についての意見を述べるものであって、参考資料ということで、あえてこれを中心に議論すべきではないという意見がありました。次に、職務に

関して疑惑を持たれる行為についてです。これについては、不適切な発言からの一連の流れが、品位を損ね、あるいは疑惑を持たれた行為であったという意見や、あるいは第1号に関して、不正防止ではなくて、市民に対する議員の在り方の問題であるといった意見がありました。次に、一番意見が出たところでありまして、品位についてです。品位とは、その人に自然と備わっている心の高さという意見がありましたが、今回の件については、これまでの議論を踏まえて、一連の流れとして、ブラック企業発言があったこと。そのことについては、1か月後に間違っていることが判明したのであれば、早急に訂正なり、謝罪をなぜ行わなかったのかと。分かった時点で謝罪すべきじゃないかと。訂正すべきじゃないかというような意見が出まして、結論的に言いますと、品位に欠ける。このことが分かった時点でごめんねと謝罪する、訂正することをしなかったということが品位に欠ける行為ではなかったかということで、前回の議論は、皆さん方が一致をしているというふうに私は考えますが、私が前回までの振り返ったまとめを言いましたが、違うぞというのがあれば、あるいは、もう少し付け加えることがありましたら、各委員から、質疑なりしていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。どなたからでもお願いします。私がまとめた分でありまして、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第5回目までの倫理審査会の方針というか、まとめを私のほうで読み上げますので、いわゆるこれは案です。必要なところは、部分的に記載なり、メモしていただければと思います。倫理条例第3条第1号に掲げる政治倫理基準に反する行為はあり、同条第5号に掲げる政治倫理基準には違反する行為はなかった。つまり、第3条第1号はあったけど、第3条第5号についてはなかったということです。その理由は、ブラック企業発言は、事業者名を具体的に示さず行った結果、太陽産業株式会社の労働環境は劣悪なのではといった負の印象を抱かせてしまうものであったと認められる。山田議員は、当該発言の約1か月後に事業者を取り間違えていたことを認識したが、発言訂正は約2年8か月後に行っている。その間、訴訟の提起など、事態はますます深刻化していった。本市の議員は、政治倫理条例により、

市民の信頼に値する倫理性、いわゆるモラルです。倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならず、速やかな発言訂正と太陽産業株式会社への謝罪をすべきであった。これができなかった点は、条例の第3条第1号に規定する市民全体の代表者としての品位と名誉を保持しているとは認められないということです。それから、先ほど申しあげました条例第3条第5号に掲げる政治倫理基準の遵守についてであります、これについては、ブラック企業発言は、産業建設常任委員会委員長による委員会審査結果報告に対する質疑でなされたものである。これは低価格での契約締結の適否をただすために行われたものと認められ、市が締結する請負契約に関し、不利となる取り計らいをしたとは認められないということです。そのようにまとめて行きたいと思います。今回のまとめと、前回までの議論を振り返ってみて、私が二つに分けて報告しましたが、さらに皆さん方のほうで付け加えることがありましたら、付け加えていただいて、そのまとめについて、今度は審査対象議員の山田議員に対して、私たちはこういうふうにまとめたが、あなたはこういうふうに思っているのかという弁明の機会を与える。そして、その後に審査会として、最終結果を決定したいというふうに思います。それが今日の皆さん方に投げ掛けた議論の素材であります。どうでしょうか。

水津治委員 山田議員にこの内容を示し、弁明の機会を与え、それによって結論を出すという流れということですね。

矢田松夫会長 はい。

水津治委員 この中にはなかったんですが、決定事項で、例えば、議長から注意とか、謝罪とかというふうになった場合、それを本人が自ら講じなかったという場合の罰則とかは何かあるんですか。ちょっと確認したいんですが。

島津議会事務局次長 政治倫理条例の第7条第7項になります。議会は、自ら

措置を講じないときは、議会の品位と名誉守り、市民の信頼を回復するため必要と認める措置を講ずるものとするというふうに定められております。ここで何ができるかという、注意とかといったことになろうかと思えます。

水津治委員 今後のこともありますので、ちょっと勉強させていただきました。

岡山明副会長 島津次長の話でいうと第7条第5項の部分でいいですか。

島津議会事務局次長 第7条第5項は、最終的にどのようなことを、被審査議員に対する措置を決定することになりますけども、それが第1号、第2号というふうに決められております。もしも、これを、水津議員が言われたように、されないということであれば、第7項に定める必要と認める措置を講ずることになるのかなというふうに思います。

岡山明副会長 第5項の措置を対象者が拒否した場合は第7項という状況ですか。第5項と第7項の関連性をもう1回確認したい。

島津議会事務局次長 水津委員が言われたのは、第5項の二つ目に定める議場における謝罪文の朗読というのを、もしも、対象の方が拒否された場合はどうなるかということでしたので、後のほうにあります第7項で、議会は必要と認める措置を講ずるものとするというふうに定められているので、こちらで何らかの措置を講ずるべきではないかと思えます。ただし、例えば、強制的に謝罪とかそういうのはできないということです。

水津治委員 結果を予測して、お尋ねしたわけでありませぬので、特別確認しただけですので、岡山さん、その点を御理解ください。

矢田松夫会長 仮定の話で、これから先どうなるのかというのは、まず、その前に、まとめの案を皆さん方で全会一致をするというのが大前提です。

全会一致した内容を基に、山田議員に弁明の機会を与えて、さらに話をまとめて、最終的にはそこに行き着くだろうと思います。そこに行き着くというのは、私がさっき言ったまとめが、皆さん方が全員一致すれば、そういうふうになってくるし、本人が拒否すれば、次の第7条第6項、第7項に行くんじゃないかと思います。それはあくまでも仮定でありますので、今日の全体的なまとめを頂ければ、次は山田議員にそれを示して、意見を頂く。もう一山あるような感じがします。ほかに第3条第1号と第5号についてのまとめを私がしましたので、なければ終わりますよ。

笹木慶之委員 私は、今のまとめは、客観的な事実に基づいて、正確にまとめられているというふうに思っています。ですから、これ以上のことは特にございませぬ。

矢田松夫会長 ほかの方は、笹木委員が言われたことで、異議はないということですか。あえてここで挙手はしませんが、全体の総意で、笹木委員が言われたように事実に基づいたまとめであるから、これをまとめにしたいということで、終わります。それから次回は、山田議員に弁明の機会を与えまして、その後、審査会としての最終的なまとめを出していくということに流れが行きます。今日は口頭で言いましたが、次は文書にして、皆さん方にお示しすると同時に、山田議員にもそれを見せて、そして弁明の機会を与えるということでもいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ということで、第5回の政治倫理審査会を閉じさせていただきます。

午後2時50分 散会

令和3年（2021年）8月30日

政治倫理審査会長 矢田松夫